

## 令和7年度学校・保育所等関係者向けアレルギー疾患相談事業実施要領

アレルギー疾患を持つ子どもに関わる学校・保育所等関係者に対し、専門医等からの指導・助言を受けられるような機会を確保するため、相談事業を実施する。

### 1. 対象施設

保育所、幼稚園、認定こども園（認可外保育所やその他の未就学児施設を含む）、小学校、中学校、中等教育学校、高等学校、特別支援学校（私立学校を含む）

### 2. 相談者(対象者)

教職員、保育士等

※職員からの相談を対象とします。保護者や一般県民の方からの直接の相談は受け付けられません。

### 3. 相談受付期間

令和7年4月1日から令和8年2月28日

※先着順で受付します。各月上旬件数に達した場合はその月の受付は終了します。

### 4. 対象のアレルギー疾患

食物アレルギー、気管支ぜん息、アトピー性皮膚炎、アレルギー性鼻炎、アレルギー性結膜炎、花粉症等

### 5. 相談内容

- ・学校・保育所等における生活上の注意点や対応
- ・校外行事・宿泊を伴う活動での注意点や対応
- ・学校給食の対応（食物アレルギー対応） 等

### 6. 回答者

地方独立行政法人神奈川県立病院機構神奈川県立こども医療センター（県アレルギー疾患医療拠点病院）の専門医

### 7. 相談の流れ

- ① 相談者は e-kanagawa 電子申請（電子申請システム）の手続き一覧から、「令和7年度アレルギー疾患相談事業」にアクセスし、回答フォームで相談内容を入力する。
- ② 県がん・疾病対策課は内容を確認のうえ受付し、1か月分を取りまとめて、翌月地方独立行政法人神奈川県立病院機構神奈川県立こども医療センターへメールにより相談

内容を送付する。

③ 地方独立行政法人神奈川県立病院機構神奈川県立こども医療センターは回答を作成後、県がん・疾病対策課へメールにより回答を送付する。県がん・疾病対策課は回答を相談者へメールにて送付する。

<回答フォーム>

[https://dshinsei.e-kanagawa.lg.jp/140007-u/offer/offerList\\_detail?tempSeq=95169](https://dshinsei.e-kanagawa.lg.jp/140007-u/offer/offerList_detail?tempSeq=95169)

※e-kanagawa 電子申請（電子申請システム）の手続き一覧から、「令和7年度アレルギー疾患相談事業」にアクセスしてください。



## 8. その他

- ・個人の治療方法等、診療領域にかかわる相談については回答できません。主治医にご相談ください。
- ・緊急を要する相談には対応できません。相談内容によっては、回答に時間を要することがあります。
- ・回答に対する返信や問合せはできません。追加で相談がある場合は、相談受付期間中に別件の相談として再度電子申請システムでご申請ください。
- ・相談は1つの申請で3問までとしてください。3問を超える場合は、再度電子申請システムでご申請ください。

## 9. 問合せ先

神奈川県健康医療局保健医療部がん・疾病対策課疾病対策グループ アレルギー担当  
(045-210-1111 内線 4738)